第６次ツキノワグマ管理計画（案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第７条の２及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和９年度～令和 13 年度

◇対象個体群

(1)北上山地地域個体群、(2)北奥羽地域個体群

〈現状と課題〉

◇生息状況

１　生息分布　県内全域

２　生息頭数　約 5,200 頭（推定）

（北上山地　約3,000頭、北奥羽　約2,200頭）

◇被害状況

１　農業被害　約１億 2,000 万円（R7 速報値）

２　人身被害　40 名（R7）

◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

〈基本目標〉

１　本県に生息する地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提に、**県内クマの推定生息数を低減**させる

２　**人身被害の発生を低減させ、ゼロに向けた取組を推進**するとともに、農林業等被害の発生を軽減させる

〈計画の概要〉

◇管理の実施

１　**ゾーニング管理【新規】**

次の各ゾーンの目的の下で施策等を実施

(1)　**排除エリア**（人身被害等の発生や経済的損失の防止）

(2)　**管理強化エリア**（クマの定着や排除エリアへのクマの侵入防止）

(3)　**緩衝地帯**（人間活動とクマの生息の両立）

(4)　**コア生息地**（クマにとって良好な生息環境を保全）

２　個体数管理

約 3,400 頭（北上山地：約 2,100 頭、北奥羽：約 1,300 頭）**まで低減**

※　目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合は見直しを実施

(1)　捕獲数の管理

毎年度捕獲目標数を設定

(2)　県による捕獲許可の方針**【変更】**

ア　**排除エリア及び管理強化エリアは原則として捕獲**。緩衝地帯は原則として追い払い

イ　捕獲後の処理方法の例示

(3)　狩猟期間の延長

(4)　**春季捕獲【拡充】**

緩衝地帯の春季捕獲を全県に拡大

(5)　市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理

(6)　放獣

(7)　指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

３　生息環境管理

(1)　クマのコア生息地における環境管理

(2)　緩衝地帯及び排除エリア・管理強化エリアにおける環境管理

４　被害防除対策

(1)　人身被害防除（ゾーンごとの対策実施）

(2)　農林業被害の防除

(3)　注意報の発表等による注意喚起

５　モニタリング

(1)　短期的モニタリング

ア　生息状況調査

イ　被害状況調査

(2)　中長期的モニタリング

ヘアトラップ調査による個体数推定

◇管理のために必要な事項

１　各機関等の果たす役割

県、市町村、集落・地域住民、管理検討協議会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割

２　人材の育成・確保

３　国及び隣接県との調整

国及び隣県と整合性の取れた管理の実施

４　NPO 等との連携

５　情報共有と普及啓発

６　錯誤捕獲の防止と対応